

様式第3号

前橋市指令（環）第 号  
住所  
氏名 様

交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で提出された令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金の交付申請に対し、下記のとおり決定及び確定したので、通知します。

年 月 日

前橋市長 小 川 晶  
(公印省略)

記

1 補助金交付決定額（確定） 円

2 交付条件

- (1) 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (2) 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (3) 補助対象者は、補助を受ける設備を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。また、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、転売、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。
- (4) 補助対象者は、この補助金を交付申請した内容、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及び令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付要項を遵守し、事業を行わなければなりません。